

公募型プロポーザル方式（技術者評価型）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（技術者評価型）にかかる手続は、当掲示によるほか、長野県公募型プロポーザル方式（技術者評価型）試行要領（最終改正 令和 2 年 3 月 24 日付け元建政技第 453 号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取扱要領（最終改正 令和 2 年 3 月 24 日付け元建政技第 454 号）に示すとおりです。

1 業務の概要

（1）業務名及び箇所名

業務名：令和 8 年度 防災・安全交付金 総合流域防災（情報基盤整備）事業に伴うシステム
構築検討業務

箇所名：県内一円

（2）業務の目的

現在、公表している浸水想定区域図は二次元で表現されているため、浸水の深さや地形との関係が直感的に把握しづらいという課題がある。また、長野県では河川に関する情報を一元的に管理する仕組みが未整備のため、情報の収集・整理、分析に苦慮するとともに、県民等からの問合せ対応に多くの時間を要している。

これまで、長野県では「令和 6 年度県単河川管理の効率化・高度化基本検討業務」において、河川に関する情報（以下、河川関係情報という）の収集・管理状況の調査・整理を行うとともに、河川関係情報の一元管理及び活用を通じて、効率的・計画的な河川管理を推進するため、三次元河川管内図システムの構築に向けた要求事項の基本検討を実施した。

本業務は、これらの現状および検討結果を踏まえ、長野県が管理する一級河川における河川関係情報の効率的な管理・共有および活用を図るとともに、県民等に対しても分かりやすい河川関係情報の提供を行うことを目的とする、『河川情報提供システム（仮称）』（以下、河川情報提供システム）の構築基本方針を検討し、河川情報提供システムの要件定義を作成する。あわせて、河川情報提供システムにおいて活用する基本データの資料調査を実施するもの。

（3）業務概要

『河川情報提供システム』の要件定義作成	一式
資料調査	一式

（4）業務内容

ア 『河川情報提供システム』の要件定義作成

①計画準備

業務の目的、主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務の実施方針、実施体制及び工程等の検討・整理を行い、業務計画書を作成し、発注者に提出する。

②河川関係情報の運用方法の検討

「令和 6 年度県単河川管理の効率化・高度化基本検討業務」において得られた河川関係情報の管理方法の現状と課題をふまえ、今後の河川関係情報の適切な運用方法（項目、更新頻度、整理方法等）について検討する。なお、現在のデータベース構築に関する技術動向や長

寿命化計画の実施、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の導入可能性等の観点からも整理を行う。

③河川関係情報データベース化の検討

上記２）の内容を踏まえたうえで、河川関係情報のデータベース化の検討を行う。検討にあたっては、データベース化すべき対象およびデータ項目、ファイル管理する資料、GIS化するデータ等を整理し、未データ化資料の電子化方法、今後のデータ作成、登録、更新、正となるデータの管理方法等について、費用対効果（県民等のニーズ、汎用性、河川管理従事職員のニーズ、業務効率、利活用方法等）を考慮した上で検討する。

なお、現在搭載・連携を想定している主なデータは以下のとおりである。その他（過去の災害氾濫区域等）は提案により検討する。また、河川カルテ等は職員によるデータ蓄積が可能な仕様とすること。

・想定データ

距離標、横断測線、河川区域、河川保全区域、法定点検データ、有堤区間、河川管理施設、河川カルテ、河川カメラ、占用状況、浸水想定区域図、工事履歴

④『河川情報提供システム』構築基本方針の検討

河川情報提供システムの構築に向けて、システム（一般公開システム含む）に求める要件を整理するとともに、冗長化やセキュリティ対策等の非機能要件、ソフトウェア構成、稼働環境、運用管理等について複数案を検討・提示し、最適案を選定した上で、その結果を要件定義書（案）としてまとめる。

システム要件の検討には、以下の点を含むものとする。

- ・API連携によって取得可能なデータ
- ・河川カルテの様式をベースに効率的に検索、表示、集計できる機能
- ・データを効率的に取り出す機能（複数台帳のダウンロード、地図データのダウンロード等）
- ・オープンデータとして公開するための要件
- ・コスト縮減の検討（構築費用、データ作成等関連費用、運用・維持管理費用等）
- ・構築および運用における職員の効率化・負担軽減の検討

また、システムの構築環境を検討のうえ、システム構成やネットワーク構成、運用管理について整理し、後続業務である河川情報提供システム構築業務の特記仕様書（案）を作成する。

併せて、類似事例や市場価格等を参考に、システムの構築及び運用に係る概算費用を算出するものとする。なお、概算費用は事業規模の把握を目的とした概略算定とし、詳細な積算は求めない。

イ 資料調査

①事務所調査

受注者は各建設事務所（13 事務所）において管轄範囲（河川区域及び河川保全区域）に関する資料及び河川現況台帳の状況（有無および内容）について調査を行う。

②資料整理

事務所調査の結果を基に管轄範囲及び河川現況台帳の現状について整理する。整理項目については発注者と協議の上決定する。

③作成方針の整理

管轄範囲や河川現況台帳が未整備の場合について、各資料の作成方針についてとりまとめる。

ウ 報告書作成（紙成果１部、電子データ２部）

業務の成果として、報告書を作成し納品を行う。

エ 打合せ協議

打合せ協議は初回、中間3回、納品時の計5回を基本とするが、業務進捗等により適宜実施する。

(5) 技術提案を求める具体的内容

- ア 河川情報提供システム構築に向けた検討方針・留意点
- イ 河川関係情報のデータ整備・更新及びデータベース化に関する手法
- ウ 利用者ニーズを踏まえたシステム機能・運用の提案
- エ 効率的な業務の履行に向けた実施方針、実施フロー及び工程計画

(6) 履行期限

契約日の翌日から300日間（債務負担行為設定済）

(7) 業務実施上の要件

- ア 各種技術基準を遵守すること。
- イ 業務の遂行に必要な県の保有する資料については可能な限りこれを貸与する。
- ウ 本業務の実施にあたり、追加調査等の必要が生じた場合は速やかに協議すること。

(8) 成果品

紙媒体1部、電子媒体2部

(9) 業務予算額 概ね16,379千円（税込）

(10) その他

- ア 「令和6年度 県単河川管理の効率化・高度化基本検討業務」については、河川課治水係にて閲覧可能とする。
- イ 技術提案は、最適候補者の選定を目的として実施するものであり、業務の実施に際して県が提案内容に拘束されるものではない。

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

- (1) 長野県建設コンサルタント等の業務の入札参加資格のうち、建設コンサルタント（河川、砂防及び海岸・海洋）を有する者であること。
- (2) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日告示第717号。以下同じ）に基づき建設コンサルタント（河川、砂防及び海岸・海洋）登録のある者。
- (3) 掲示日時時点で所属技術者が3名以上いること。
- (4) 営業所の所在地に関する要件
県内に本店又は営業所を有する者（ただし、県外本店の県内営業所は当該入札に係る業種の入札参加資格を有している営業所に限る。）
- (5) 配置予定技術者に関する要件
管理技術者として次の技術者のいずれかを配置できること。
 - ア 技術士 建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）
 - イ 認定技術管理者 河川、砂防及び海岸・海洋部門
 - ウ R C C M 河川、砂防及び海岸・海洋部門照査技術者として次の技術者のいずれかを配置できること。（管理技術者と兼務不可）
 - ア 技術士 建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）
 - イ 認定技術管理者 河川、砂防及び海岸・海洋部門
 - ウ R C C M 河川、砂防及び海岸・海洋部門
- (6) 同種・類似業務及び業務の施行に関する要件

公共土木施設（建築物を除く）に係る施設管理システムまたはインフラ点検管理システムの設計、構築業務の実績を有していること。

※「同種業務の実績」とは、公共機関等から発注された業務を元請けし、平成 23 年 4 月 1 日から公告日の前日までに完了した業務が該当します。

- (7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び財務規則第 120 条第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (8) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 57 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (9) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日 22 建政技第 337 号、以下「入札参加停止措置要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (10) 県発注の建設工事等に係る建設コンサルタント等の業務のうち、当該業務以外の業務（以下「他の対象業務」という。）において、委託契約約款第 17 条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。
- (11) 県発注の他の対象業務において、長野県建設工事等検査要綱（平成 15 年 4 月 1 日会検第 1 号）第 9 条第 3 項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (12) 県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後委託契約約款第 31 条に基づく業務完了の検査を完了していない者でないこと。
- (13) 県発注の他の対象業務の入札において、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (14) 県発注の他の対象業務の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (15) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (16) 滞納している県税等徴収金がないこと。
- (17) 実質支配会社（次のいずれかに該当する場合）は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。

ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。

イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）

ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社

エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社

オ 事業協同組合とその構成員

- (18) 委託の主たる部分について、再委託または技術協力がいないこと。
- (19) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあたっては、これらに加入していること。
- (20) 本業務は「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱い要領」により、参加表明書とともに資格認定申請を行い、認定を受け、かつ各構成員すべてが上記（１）から（１９）までの要件を満たした設計共同体についても参加を認める。

3 参加表明書の作成・提出に係る事項

(1) 参加表明書の作成様式

様式2号による。

(2) 参加要件資料の作成様式

様式3号による。

(3) 参加要件資料記載上の留意事項

ア 登録状況

建設コンサルタント登録規程その他の登録規定に基づく登録状況を記載すること。

イ 保有する技術職員の状況（専門分野職員の状況）

① 専門分野は、業務内容に応じて必要な分野を適宜設定すること。

② 資格は、技術士（建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋））、認定技術管理者（河川、砂防及び海岸・海洋部門）、RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋部門）とする。

③ 1人の職員が2以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、重複記入をしないこと。

④ 専門分野別技術職員数は、通算経験年数10年未満、10年以上に分けて記入すること。

ウ 同種または類似の業務の実績

① 会社としての実績とし、記載件数は3件以内とする。

② 平成23年4月1日から掲示の前日までに完成した業務を対象とする。

③ 「業務実施に当たり特に配慮した技術的事項」については、掲示した対象業務において求めている技術的事項を中心に記載すること。

エ 当該業務の実施体制

① 配置予定の技術者について記載すること。

② 再委託または技術協力等の予定がある場合は記載すること。

オ 建設コンサルタント等の登録状況、保有する技術職員の状況、同種または類似の実績については、これを証する契約書、登録通知及び資格者証等の写しを添付すること。

カ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 担当事務所・問い合わせ先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県建設部河川課治水係

（治水係長） 関 （担当） 日極

電話 026-235-7309 ファックス 026-225-7069

電子メール kasen-chisui@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和8年8月27日（木）

（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

イ 提出場所 3（4）に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りします。

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、2の（1）から（20）の要件を全て満たす者とするが、下記に示す要件の審査にあたっては、記載の視点に基づいて審査・選定されます。

ただし、参加表明書の提出期限までに様式2号及び様式3号（添付書類を含む）の提出がない場合は技術提案書の提出者に選定しません。

なお、技術提案書提出選定者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 登録状況	・建設コンサルタント等登録状況	・登録されているか
2 技術職員の状況（専門分野別）	・当該業務の実施に必要な専門分野の技術職員の在籍状況	・有資格の職員はいるか
3 同種又は類似の業務の実績（会社）	・同種又は類似業務の内容	・当該業務の内容に近い業務の実績があるか
4 配置予定の技術者	・配置予定技術者の状況	・配置予定技術者がいるか
5 再委託又は技術協力の予定	・再委託の内容	・再委託する業務の内容は適正か（当該業務の主要部分を再委託することにならないか） ・再委託先の選択は適正か
	・技術協力の内容	・技術協力を求める業務の内容は適正か（最先端の技術であるなど、技術協力を求めることに妥当性があるか） ・技術協力を求める先の選定は適切か

（7） 非該当理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由（非該当理由）を書面により、河川課長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を含めない。）以内に、書面（書式自由）により、河川課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に書面により行います。

エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3（4）に同じ。

② 受付時間 午前9時から午後5時まで。（休日を含めない。）

③ 受付方法 原則として電子メール（回答を受ける担当者名、電話番号及び電子メールアドレスを併記すること）とします。なお、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

④ 回答方法 電子メールとします。

（8） その他の留意事項

ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加表明書の提出をした業者名（参加要件資料審査結果表）は、契約締結後、公表するものとします。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

（1） 技術提案書の作成様式

様式7号による。

（2） 技術資料の作成様式

様式8号による。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

ア 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等

- ① 主な業務経歴は揭示の日の前日から過去 15 年以内に完成した業務とする。(平成 23 年 4 月 1 日から揭示日の前日までに完了した業務。)
- ② プロポーザル方式による本業務以外で、予定技術者として特定された業務がある場合は、手持ちの業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と記載すること。
- ③ 他の企業等に所属するものを担当技術者とする場合は企業名等も記載すること。

イ 技術者動員計画

- ① 必要に応じて、内訳のさらに詳細な提示を求めることがあります。
- ② 費用の積算にあたっては労務単価等、県が公表している価格についてはこれを使用すること。

ウ 技術提案

技術提案は簡潔に記載すること。

エ 配置予定の技術者の資格、主な業務経歴、同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書、資格証等の写しを添付すること。

オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3 (4) に同じ。

イ 受付期間 揭示の日から令和 8 年 8 月 27 日 (木) まで。

(受付時間は午前 9 時から午後 5 時まで。休日は除く。)

ウ 受付方法 電子メールとします。なお到達したことを 3 (4) の担当者に確認してください。

エ 回答方法 長野県ホームページに掲載します。(最終回答日：令和 8 年 9 月 1 日 (火))

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和 8 年 9 月 8 日 (火)

(提出時間は午前 9 時から午後 5 時まで。休日は除く。)

イ 提出場所 3 (4) に同じ。

ウ 提出部数 1 部

エ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で 3 (4) の担当者に確認してください。ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りします。

オ その他 提出期限までに様式 7 号及び様式 8 号(添付書類を含む)の提出がない場合、技術提案は無効とします。また、提出後の技術提案書の差し替え及び再提出は認めません。技術提案書の補足説明資料がある場合は、ヒアリング時に提出することができます。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

ア 予定日 令和 8 年 9 月 18 日 (金) (変更の場合があります。)

イ 場 所 長野県庁 (詳細については決定次第連絡します。)

ウ 時 間 各者 20 分程度を予定 (提案者の公募数により変更の場合があります。)

エ その他 パソコン、プロジェクター等の持ち込みの要否については、後日参加申し込み者に通知します。

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定されます。なお、技術提案書評価結果表(様式 9 -

1) は、契約締結後、公表するものとします。(技術提案書提出者名は特定した者のみ公表)

ただし、技術提案書の評価の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれかに該当する場合は、特定者を選定しません。

ア 評価点の合計が配点の6割に満たない場合

イ 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の6割に満たない場合

評価項目	評 価 事 項		評価の視点	
配置予定の技術者の資格等 (20 点)	管理技術者 (10 点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか ①技術士 総合技術監理部門 (建設-河川、砂防及び海岸・海洋) (電気電子-情報通信) (情報工学-情報システム) ②技術士 (建設-河川、砂防及び海岸・海洋) (電気電子-情報通信) (情報工学-情報システム)	
		業務経歴	・豊富な経歴を有しているか	
		同種業務の実績	・当該業務の内容に近い業務があるか	
		手持ち業務量	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか	
	照査技術者 (3 点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか ①技術士 総合技術監理部門 (建設-河川、砂防及び海岸・海洋) (電気電子-情報通信) (情報工学-情報システム) ②技術士 (建設-河川、砂防及び海岸・海洋) (電気電子-情報通信) (情報工学-情報システム)	
		業務経歴	・豊富な経歴を有しているか	
		同種業務の実績	・当該業務の内容に近い業務があるか	
	担当技術者 (7 点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか ①技術士 (電気電子-情報通信) (情報工学-情報システム)	
		業務経歴	・豊富な経歴を有しているか	
		同種・類似業務の実績	・当該業務の内容に近い業務があるか	
		手持ち業務量	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか	
	費用 (5 点)	費用の妥当性		・当該業務を実施するのに妥当なものとなっているか
	技術提案の内容 (60 点)	河川情報提供システム構築に向けた検討方針・留意点 (20 点)		・的確性、実現性に優れた提案内容であるか
河川関係情報のデータ整備・更新及びデータベース化に関する手法 (15 点)				
利用者ニーズを踏まえたシステム機能・運用の提案 (15 点)				
効率的な業務の履行に向けた実施方針、実施フロー及び工程計画 (10 点)				
技術者の技術力及び意欲等 (10 点)	プレゼンテーションにより、技術力や意欲を判断する		・当該事業を実施するのに必要な技術力や意欲があるか	
費用と技術提案の整合性 (5 点)	採点すべき優れた技術提案に加点		・技術提案に優れ、かつ技術者動員計画も技術提案に見合った内容で優れているか	

評価点の合計結果 (100 点)	
------------------	--

(注) 配置予定の技術者数は、複数配置することに制限はないが、評価は代表技術者 1 名に対して行う。
技術者を複数名配置する場合は、代表技術者が分かるように記載すること。

(8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、河川課長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行います。

(9) 非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により、河川課長から通知します。

イ 上記アの理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 10 日（休日を含めない。）以内に、書面（様式自由）により、河川課長に対して非特定理由についての説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内（休日を含めない。）に書面により行います。

エ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3（4）に同じ。

② 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで。（休日を含めない。）

③ 受付方法 原則として電子メールとします。

なお、到達したことを電話で 3（4）の担当者に確認してください。

④ 回答方法 電子メールによる。

(10) その他の留意事項

ア 提出された技術提案書は、返却いたしません。

イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。

エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書が無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

5 その他

(1) 契約書作成の要否 : 要

(2) 関連情報を入手するための窓口 : 3（4）に同じ

(3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。

(4) 設計共同体協定書第 8 条に基づく分担業務額については、契約時に提出を求めます。